



金融セミナー開催！

～平成25年3月末融資制度が変わる！その前に～

平成21年から施行されてきた「金融円滑化法」がいよいよ来年25年3月で終了することになります。

これまで返済猶予を得てきた中小企業にとってこれからの対応をひとつ間違えると、返済額の大幅な変更を求められ、企業の存続すら危ぶまれる懸念があります。

今回は3回連続セミナーとして、第1回と第2回で金融円滑化法が終了した後融資制度はどうなるのか、自社を守るために今取るべき戦略とは何かを考えます。最終回では返済猶予を行う場合に必要な経営改善計画書の作り方について個別指導を行います。

※ セミナーの詳細につきましては、裏面をご覧ください。

◎申込方法 下記申込書にご記入の上、FAXでお申し込みください。

◎問合せ先 } 前橋東部商工会 前橋市鼻毛石町1426-1 〒371-0244

申込先 } TEL 283-2422

FAX 283-7103 (FAX申込先)

主催：中部地区前橋地域広域連携支援室（前橋東部商工会・富士見商工会）
群馬県商工会連合会

金融セミナー参加申込書

平成24年 月 日

事業所名	
お名前	
住所	
電話番号	()
参加予定日	9月20日・10月2日・10月22日 (参加予定日に○を付けて下さい。)

※商工会よりご連絡する際に必要ですので、住所・電話番号をご記入下さい。連絡以外には使用いたしません。